三　訓練期間

標準の訓練期間は、指導力習得コースについては一年とし、実務経験者訓練技法習得コースについては一月以上一年未満の適切な期間とする。

四　訓練時間

1　標準の総訓練時間は、指導力習得コースについては百四十四時間とする。ただし、訓練の教科ごとの標準の訓練時間は、次の表の訓練時間の欄に定めるとおりとする。

2　実務経験者訓練技法習得コースの総訓練時間は、百四十時間以上とする。

五　設備

1　指導力習得コースの訓練の教科ごとに必要な設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとし、実務経験者訓練技法習得コースの設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものとする。

2　1に定めるもののほか、職業能力開発総合大学校の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。

六　その他

指導力習得コースの修了については、特定応用課程の高度職業訓練を修了することを要件とする。

教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
		種別	名称
能力開発学科 教科指導法 能力開発支援法	一四四	建物その他の工作物 機械 その他	大教室 教室 視聴覚教室 視聴覚機器 教材類

別表第九（第三十六条の七関係）　（略）

別表第十（第三十六条の十関係）　（略）

別表第九（第三十六条の五関係）　（略）

別表第十（第三十六条の七関係）　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に行われた職業能力開発促進法施行規則第三十六条の五に規定する短期養成課程の指導員養成訓練又はこの省令の施行の際現に行われている同条に規定する短期養成課程の指導員養成訓練は、この省令の施行後は、この省令による改正後の同規則第三十六条の六の二第二号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程とみなす。